

## 介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答

陳情事項	所管課	回 答
【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。		社会保障関係の見直しが行われるなか、施行にあつたては職員の十分な制度理解とともに、該当者には個別通知する等の周知を適時に行い利用できる施策を進めていきます。
【2】 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について		
(1) 介護保険について		
①介護保険料について ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。 イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	福祉課	ア. 介護報酬のアップ及び第1号被保険者の20%費用負担が予定されているなかでの引下げは難しい状況です。 第4期の保険料は多段階とする応能負担を検討します。 イ. 三原則を遵守した現行制度での周知を図り、収入限度の見直しを検討します。
②利用料について ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。	福祉課	ア. 現行制度での周知を図り、収入限度の見直しを検討します。
③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居親族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。	福祉課	一律に制限することなく、身体の状態、家庭の状況、ケアプラン等により個々のケースを判断してまいります。また、生活援助等においても同様と考えています。
④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。	福祉課	利用実績、希望サービス量等により見込み量を推計し、サービス提供ができるように整備を行います。施設関係は総量規制があり、整備が難しい状況にあります。
⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	福祉課	現時点では、町独自の支援は考えていません。
(2) 高齢者福祉施策の充実について		
①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	福祉課	費用負担は、事業開始から原材料費相当分を負担していただいております。引き上げることは考えておりません。また、ふれあいサークルを通じて週3回（火・木・金）実施しており、会食についても年2回（春・秋）実施しております。毎日配食が必要な方の実態把握も含め、検討していきたいと考えています。

<p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援</p> <p>イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア. 外出することによる健康増進、社会参加の促進を図る目的で、町内3コースで福祉巡回バス（無料）の運行をしております。</p> <p>イ. 高齢者の交流の場として町内21ヶ所で生き生きサロンを開催し、社会福祉協議会で助成しております。今後も高齢者福祉の推進と支援をしていきます。</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について</p>		
<p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>主治医意見書により個々に判断してまいります。</p>
<p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>該当すると思われる方には、個別通知を送付するとともに、広報にも掲載して周知を図っています。</p>
<p><b>2. 高齢者医療の充実について</b></p>		
<p>①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度について、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、後期高齢者医療制度に加入している方で、ひとり暮らし非課税者及び65歳以上の障害者を対象としています。</p>
<p>②後期高齢者医療者制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p>	<p>住民課</p>	<p>後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する資格証明書の発行については、愛知県後期高齢者医療広域連合実務者検討会にて現在検討中です。</p>
<p>③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>この制度は愛知県全体の制度であり、県の制度に合わせて実施しています。</p>
<p>④人間ドック・温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保険・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>後期高齢者の人間ドックについては、個人負担なしで実施しています。</p>
<p><b>3. 子育て支援について</b></p>		
<p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>本年度から実施しています。</p>
<p>②妊産婦の無料健診制度は、産前14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。</p>	<p>健康課</p>	<p>妊婦検診については、平成21年度から10回以上とする予定。今後も厚生労働省通知に基づき、財政状況・近隣動向も踏まえ回数拡大に努力します。</p>

<b>4. 国保の改善について</b>		
<p>①保険料（税）について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子供については、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	住民課	<p>ア.イ. 税率及び賦課限度など総合的に見直していきます。</p> <p>ウ.エ. 県下の状況をみながら検討していきます。</p>
<p>②保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育終了前の子供のいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p> <p>イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>	住民課	<p>ア. 短期保険証交付要領又は資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。</p> <p>イ. 滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p>
<p>③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。</p>	住民課	法の規定に基づき実施していきます。
<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。</p>	住民課	平成19年4月1日から実施しています。
<b>5. 障がい者施策の充実について</b>		
<p>①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。</p>	福祉課	負担軽減措置に係わる資産要件（預貯金、高価貴金属等）は、国の基準に基づき実施しておりますが、近隣等の状況を見ながら検討していきたいと考えております。
<p>②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。</p>	福祉課	負担軽減措置については、平成18年度の制度改正より関連事業（補装具と日常生活用具、自立支援給付と地域生活支援事業の在宅サービス）との合算軽減を実施しており、今後とも近隣等の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

<p>③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>策定にあたって、各種団体の役員に策定委員を委嘱し、また第1期の障害福祉計画の策定時にアンケートを実施したものを参考としながら、策定案について各種団体との意見交換も実施し、策定していく予定です。</p>
<p><b>6. 健診事業について</b></p>		
<p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団検診もともに実施してください。</p>	<p>健康課・住民課</p>	<p>特定健診、歯周疾患検診自己負担金は無料です。がん検診については、町民税非課税世帯、生活保護世帯、70歳以上の方等については、無料です。 実施時期の拡大については、健診後の保健指導等の体制の状況や、委託業者の受け入れ体制・能力の問題もあり、通年は難しいと考えます。 また、個別医療機関委託方式については、委託業者の受入能力の問題や診断医師（医師会）との調整が必要であり、今後の検討課題とします。</p>
<p>②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>年1回40・50・60・70歳の節目健診を無料実施しています。</p>
<p><b>7. 地方税の徴収について</b></p>		
<p>①地方税の年金天引きを行わないでください。</p>	<p>税務課</p>	<p>全国統一的事項であり、同一歩調での実施を予定しています。</p>
<p><b>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</b></p>		
<p><b>1. 国に対する意見書・要望書</b></p>		
<p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>今後の動静を見極めて判断していきたい。</p>
<p>②後期高齢者医療制度は廃止してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>国の制度であり、廃止することはできません。</p>
<p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>今後の他市町村の動向を見て検討します。</p>
<p>④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p>	<p>住民課</p>	<p>本年度から中学校卒業まで医療費を無料としています。</p>

⑤消費税の引き上げは行わないでください。	税務課	要望書等の提出は考えていません。
⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療費現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。		要望書等の提出は考えていません。
<b>2. 愛知県に対する意見書・要望書</b>		
①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	住民課	愛知県町村会長あてに65～74歳の障害者の医療費助成についての意見書を提出し、障害者福祉医療の充実を要望しました。
②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。	住民課	県はひとり暮らしのみの要件からねたきり、認知症に特化し助成することに見直したが、他市町村の動向を見て検討していきます。
③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑦2000年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。	福祉課	介護保険在宅サービスの利用者負担軽減基準において、平成19年度から資産要件は撤廃しました。
<b>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</b>		
①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。	住民課	低所得者に対する保険料軽減策は、講じられています。
③保険料滞納者への保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	住民課	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する資格証明書の発行については、愛知県後期高齢者医療広域連合実務者検討会にて現在検討中であり、特に低所得者に対しては慎重に対応するよう要望していきます。

<p>④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>愛知県後期高齢者医療健康診査事業実施要綱にて対象者の規定がありますが、受診中の高齢者についても健診が保障されるよう要望していきます。</p>
<p>⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>